

【相談内容】

No27.PCBが検出された橋梁の補修、補強について

○PCB含有が確認された橋梁に対する補修工事について「PCBを処理するための施工方法とその手順」について

【助言内容】

○鉛等有害物を含有する塗料においては、「鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）」第40条第1項の規定より、湿式により行うこととなっているが、「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について令和2年10月19日」2（2）ばく露防止のための措置によると、湿式によることが著しく困難な場合は、当該作業環境内で湿潤化した場合と同程度の粉じん濃度まで低減させる方策を講じたうえで作業を実施することとされており、サンドブラスト工法を用いることも可能

○湿式による作業の塗料の塗膜剥離作業にあたっての注意事項については、以下の文書に記載されているので参考のこと

- ・ 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について
（H26.5.30 厚生労働省労働基準局安全衛生部）
- ・ 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について
（R2.10.19 厚生労働省労働基準局安全衛生部）
- ・ 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）

○サンドブラスト工法に注意事項については、「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」にも記載のあるとおり、可能な限り発生する粉じん量が少ない工法により施工する必要があり、労働者には有効な呼吸用保護具として送気マスクを使用させることとなっている。